

浄化槽管理者の方へ

浄化槽管理者とは、「浄化槽の所有者、占有者、その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者」をいいます。

浄化槽管理者には様々な責務があり、その内容は浄化槽法で定められています。

浄化槽管理者の責務

◎届出

浄化槽が所在する市町村の市役所や町村役場に提出してください。

・使用開始報告書

…設置工事完了後、浄化槽の使用を開始した日から **30日以内**に届出が必要です。

・技術管理者変更届出書

…技術管理者を変更した日から **30日以内**に届出が必要です。

(501人槽以上の浄化槽には、技術管理者を置く必要があります。)

・浄化槽管理者変更届出書…浄化槽管理者を変更した日から **30日以内**に届出が必要です。

・使用休止届出書

…何らかの事情で一定期間(概ね1年程度)浄化槽を使用しない場合の届出です。届出の前に清掃の実施や消毒剤の撤去を行う必要があります。届出を行った浄化槽は清掃、保守点検の実施及び法定検査の受検の必要はありません。

・使用再開届出書…休止した浄化槽の使用を再開した日から **30日以内**に届出が必要です。

・使用廃止届出書

…下水道への切替え等により浄化槽を使用しなくなった場合、**30日以内**に届出が必要です。

◎維持管理

・浄化槽の維持管理は、**保守点検、清掃、法定検査**に分かれますが、それぞれ**定期的**に実施することが義務付けられています(詳細は裏面へ)。

・保守点検及び清掃の記録は、**3年間**保存してください。

〈問合せ先〉

【金山町環境整備課環境下水道係】

〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山324-1

TEL0233-29-5631(直通) 0233-52-2111(代表) 内線277

FAX0233-52-2004

kankyogesui@town.kaneyama.yamagata.jp

【山形県】

最上総合支庁環境課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL:0233-29-1287

浄化槽は日頃の維持管理が大切です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理することが大切です。維持管理が適正に行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。

浄化槽管理者が行う維持管理

◎保守点検

- ・保守点検は、浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
- ・県に登録されている**業者に依頼**しましょう(登録されている業者の情報は、県のホームページで確認するか、県総合支庁環境課に問い合わせてください)。※山形市を除く
- ・保守点検は、**年3回以上**実施しましょう。(浄化槽ごとに点検回数が定まっています)。
- ・保守点検を行っていない場合、法定検査で不適正になります。

◎清掃

- ・清掃は、槽内の掃除やたまった汚泥を抜き取る作業です。
- ・市町村長の許可を受けている**業者に依頼**しましょう(許可を受けている業者の情報は、市役所や町村役場に問い合わせてください)。
- ・清掃の技術上の基準に従って、**年1回以上**実施しましょう。

◎法定検査

- ・法定検査は、自動車の車検に当たるもので保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかどうかを外観と水質検査(BOD等)により判定するものです。
- ・県が指定する**検査機関が実施**します。
- ・**毎年1回**受検しましょう。

法定検査申込みについて

<法定検査手数料>

人槽区分	使用開始後の検査 (7条検査)	毎年1回の定期検査 (11条検査)
20人槽以下	8,000円	5,000円
21人槽以上 100人槽以下	14,000円	9,000円
101人槽以上 300人槽以下	18,000円	13,000円
301人槽以上 500人槽以下	20,000円	16,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円

《問合せ先》

【法定検査指定検査機関】

公益社団法人
山形県水質保全協会
〒999-3775
東根市大字野田695-8
TEL:0237-48-2469